

今、子どもたちに起きている「ネットいじめ」とは？



「ネットいじめ」を見逃さない
「ネットパトロール」って何？

子どもたちを守るシステムづくり



小・中・高校生などが登録したインターネット上の個人サイトには、「死ね」とか「殺す」、「ウザイ」などの「いじめ語」が使われたり、「死にたい」という書込が見られるものがあります。

これを積極的に探し出して通報し、当事者が問題のある情報の削除を求めるなどの手助けや相談、そして書込を行った児童、生徒の指導につなげるのがネットパトロールです。

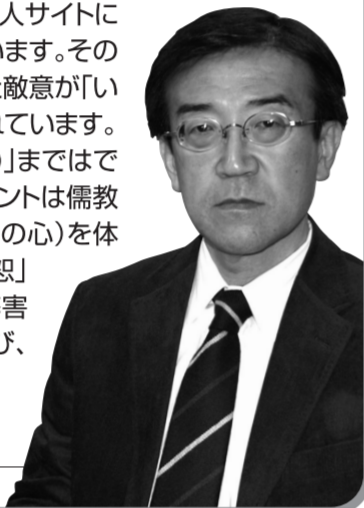
京都府立大学情報環境学グループでは、次代を託す若者をインターネットの被害から守ることを目指して、京都府内の小・中・高等学校を対象にネットパトロールを行ってきました。平成22年に12校からスタートして、現在は74校を対象に平日1日1回のパトロールを行っています。

当グループで開発したシステムを用いて、「いじめ語」や「死にたい」などの言葉と、児童、生徒の「実名」に着目して問題のある書込を見つけ出し、その危険度が高いものを教育委員会などに通報しています。本システムを使わずに人手で作業を行う場合に比べると、2～4%の時間で済むことができます。

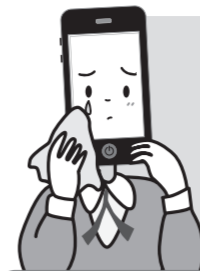
今の小・中・高校生は、インターネット上の個人サイトに短文を投稿したり、日記代わりに使ったりしています。その中では、児童、生徒や先生、そして家族に向けた敵意が「いじめ語」や「死にたい」という言葉となって表されています。

ネットパトロールで、家族に代わって「見守り」まではできますが、「ネットいじめ」の本質的な対策のヒントは儒教にあると思っています。「惻隱の情」(あわれみの心)を体得すれば、いじめは減ると思います。そして、「怒」(思いやり)を体現すれば、インターネットの被害は顕在化しないと思います。先人の知恵に学び、できることから始めましょう。

● 京都府立大学大学院教授 吉富 康成 氏



インターネットを利用することによって、誰もが欲しい情報を気軽に手に入れ、自分の意見を発信できるようになりました。けれども、インターネット上の情報によって人権が侵害されるケースも生じています。今、子どもたちの世界で起きている「ネットいじめ」とは何か。その現状や対策、予防はどうか。教育・法律・システムの各専門家にお聞きしました。



子ども達の世界で増えている
「ネットいじめ」って、
どんなものなのですか？

新しいいじめの形「ネットいじめ」

テレビや新聞でいじめに関する報道を見て、「自分たちの頃と何が違うな」と感じた方はいらっしゃいませんか？最近のいじめの特徴の一つは、いつも一緒にいるグループの中にいじめが入り込んでいることです。

こうしたいじめがケータイなどを使ってインターネットの中に入り込むと、もう大人にはまったく見ることができません。ネット上に本人の名前や学校名、学年などを添えて、悪口を書き込まれたりするケースが増えていますが、これが「ネットいじめ」と呼ばれるものです。

ネットいじめには大きく二つの種類があると指摘されています。一つは「死ね」とか「消える」といった誹謗中傷の内容を直接本人に送信する「直接型」のネットいじめで、2000年前後からの初期に見られたのがこのタイプでした。

一方、いわゆる学校裏サイトや不特定多数が閲覧する掲示板などに「何々中学校、何年何組、だれだれ、ウザイ・キモイ」などと書き込むのが「間接型」のネットいじめです。2010年前後から深刻な問題を引き起こしているこのタイプは、本人がその掲示板等を見てはじめて事態を把握できるため、例えば出会い系サイトに本人と偽って携帯電話やメールのアドレス等を記載され、犯罪に巻き込まれるケースも出てきました。



「ネットいじめ」はどれくらい
広がっているの？

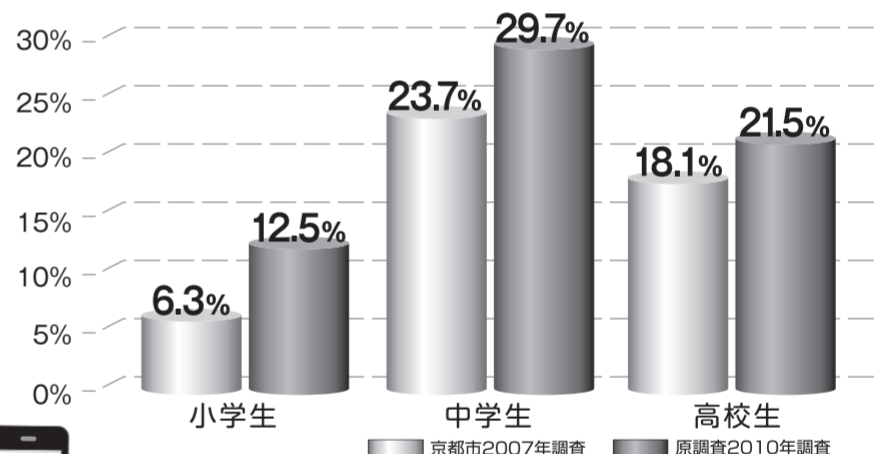
「ネットいじめ」の実態と影響

2010年に行った調査によると、小学生の約1割、中学生に至っては3割近くが「ネットを利用して嫌な思いをしたことがある」と回答しています。

ネットいじめの怖さは、自分が他人に知られたくない情報や嘘、誹謗中傷などがネット上に「さらされて」しまうことや、それを「誰が書き込んだのか」と周囲を疑い、疑心暗鬼や人間不信に陥ってしまうことなどがあげられます。

また、ネットいじめにあった子どもたちの多くが「嫌な目にあったことを誰にも相談しない」と答えています。とりわけ、親に相談することを避ける傾向があることも分かっていて、私たちはこのことに十分注意する必要があると思います。

■「ネットを介していやな思いをしたことがある」と答えた子どもの割合



※ここでのネット利用とはチェーンメールや架空請求等も含む
(出典)原清治「ネットいじめの実態とその背景」『現代のエスプリ』第526号(2011)p.108より作成



どのようにしたら
予防できるのでしょうか？

子どもたちを「ネットいじめ」から守るために

有効な手段として、学校や家庭でのネットルールの徹底があげられます。ネットを利用する時間や場所を制限することによって、子どもたちのネットいじめの被害が減らせることが分かっています。「夜10時になったらケータイを使わない」「家に帰ったらリビングでしかケータイを使わない」といったルールを設けるのです。

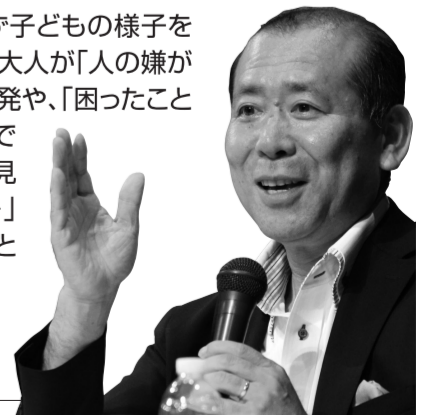


やはり!目を見て話し合うことが
大切ではないでしょうか。

対面型のコミュニケーションを大切に

ネットいじめから子どもたちを守るためには、まず子どもの様子を注意深く見るのが大切です。そして、今一度私たち大人が「人の嫌がることをネット上に書かない」といった人権意識の啓蒙や、「困ったことがあればメールやネット上ではなく、なるべく対面で話しをする」といったコミュニケーションのあり方を見直すことが大切なのではないでしょうか。「あのね…」と子どもが言い出せる雰囲気を持った家庭を築くことが、私たち大人に求められているといえるのです。

● 佛教大学教授 原 清治 氏



「ネットいじめ」を、
なくすためには？

「ネットいじめ」にあったときの法的対応

ネットいじめにあったときの法的な対応としては、ネット上にいじめ内容を書き込んだ人に対する刑事上と民事上の責任追及が考えられます。刑事上の責任追及としては、ネット上に書き込まれた情報について、侮辱罪や名誉毀損罪として刑事告訴を検討することになります。インターネットでは匿名性の気安さから安易に書き込みをしてしまうことも考えられますが、場合によっては刑事責任を問われるおそれもあることを、よく理解しておく必要があります。

民事上の責任追及としては、名誉毀損を理由に損害賠償請求や名誉回復請求をすることが考えられます。この場合、書き込みをした人物の特定のために、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求という手続をとることになります。

いずれにしても、司法は事後救済がメインの手続であることや、裁判所を利用した法的手続は迅速性という観点からは不十分なところがあります。

「ネットいじめ」を、なくすための取組としては

- 1 情報の発信者を特定しやすくする方向で規制を強化する。
- 2 ネットは必ずしも匿名ではなく、無責任な発言により刑事上・民事上の責任が追及されるものであり、ネット以外の情報発信と同様に責任が求められることを熟知させる。
- 3 他人のいじめなど問題のある情報に接したときに、情報の受け手として情報の持つ意味を読み取る力を高められるような法教育を行っていく。

● 弁護士 小川 顕彰 氏



誰が？
私の悪口を書いたの！

「ネットいじめ」など
子どもの人権に関する
相談先

法務省・子どもの人権110番 ☎0120-007-110
京都府総合教育センター・ふれあいすこやかカテフォン
☎075-612-3268(3301) ☎0773-43-0390

問い合わせ先
京都府府民生活部人権啓発推進室
☎075-414-4271 ☎075-414-4268
http://www.pref.kyoto.jp/jinken/



人権擁護委員による人権特設相談

京都府では毎月各庁舎で人権相談を実施しています。毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権上思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を実施しています。

無料・秘密厳守

※いずれの会場も午後1時～午後4時の開設です。

地域区分	月日	開設場所	地域区分	月日	開設場所
京都市-乙訓	12月13日(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター(京都市上京区)	中丹	12月6日(木)	京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市宇浜)
山城	12月20日(木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)		12月4日(火)	京都府綾部総合庁舎(綾部市川糸町)
南丹	12月6日(木)	京都府園部総合庁舎(南丹市園部町小山東町)	丹後	12月12日(水)	京都府宮津総合庁舎(宮津市宇吉原)

※京都市-乙訓会場は予約が必要です(電話075-414-4235)。その他の会場については、予約は不要です。

※京都市消費生活総合センターでも人権特設相談を実施しています。12月27日(木)午後1時～午後4時予約・問い合わせ(電話075-661-3755)